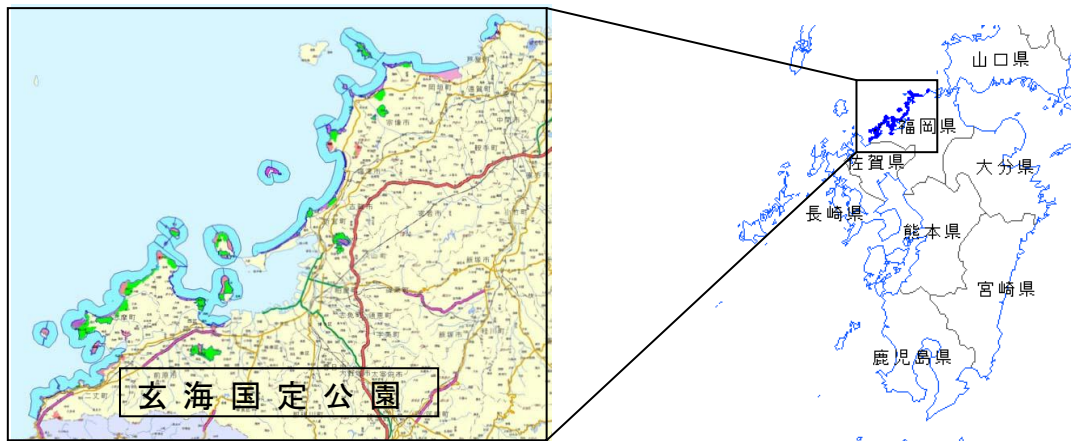


# 玄海国定公園（福岡県地域）の公園区域及び公園計画の変更案の概要

## 1. 背景

玄海国定公園は、東は福岡県北九州市若松区遠見ヶ鼻から西は佐賀県伊万里市伊万里湾浦漣付近までの東西約 120 kmにおよぶ福岡県、佐賀県及び長崎県の玄界灘の海岸景観を主体とする公園であり、昭和 31 年 6 月 1 日に指定されました。その後、昭和 43 年 7 月に松浦地区が拡張され、昭和 56 年 7 月及び昭和 58 年 3 月に区域の一部が削除され、福岡県地域は平成 2 年 2 月に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われています。

再検討から 20 数年が経過し、自然的・社会的条件が変化したことをふまえ、公園区域及び公園計画の見直しを行うものです。



## 2. 変更案のポイント

- ① 福岡県福津市渡半島の東部に位置し、カブトガニや貝類、カニ類など多様な生物が生息し、クロツラヘラサギなどの渡り鳥が越冬に訪れる津屋崎干潟を公園区域に編入します。
- ② 公園区域線の明確化を図るとともに、市街化等により国定公園としての資質が失われた箇所を整理するため、公園区域及び特別地域の区域を拡張または削除します。

## 3. 変更案の詳細

### (1) 公園区域の変更

#### ○拡張する区域

福岡市東区奈多等の一部 (11ha)

【区域外 → 第 1 種特別地域】

福津市津屋崎等の地先海面 (海域 46ha)

【区域外 → 普通地域】

#### ○削除する区域

福岡市西区玄海島の一部（2ha）	【第3種特別地域 → 区域外】
福岡市東区下原等の一部（4ha）	【第3種特別地域 → 区域外】
福岡市東区香椎の一部（4ha）	【第3種特別地域 → 区域外】
福岡市東区西戸崎の一部（7ha）	【第1種特別地域 → 区域外】

（2）保護規制計画の変更

○第1種特別地域

拡張：福岡市東区奈多等の一部（11ha）	【区域外 → 第1種特別地域】
削除：福岡市東区西戸崎の一部（7ha）	【第1種特別地域 → 区域外】

○第2種特別地域

削除：糸島市二丈福井の一部（2ha）	【第2種特別地域 → 区域外】
--------------------	-----------------

○第3種特別地域

削除：福岡市西区玄海島の一部（2ha）	【第3種特別地域 → 区域外】
福岡市西区香椎の一部（4ha）	【第3種特別地域 → 区域外】
福岡市東区下原等の一部（4ha）	【第3種特別地域 → 区域外】